

救急医療機関の概要について



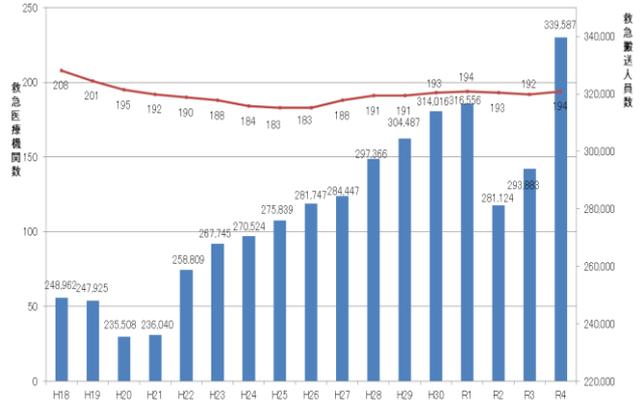
埼玉県では、地域の救急医療に協力していただける医療機関の申出を受け付けていますので、よろしくお願いいたします！！

1 救急医療機関について

消防法に定められた、救急隊により搬送される傷病者の医療を担当する病院又は診療所であって、救急医療機関の基準（裏面のとおり）に該当し、かつ、その開設者から知事に対して救急業務に関し協力する旨の申出があったもののうち、認定をしたものです。

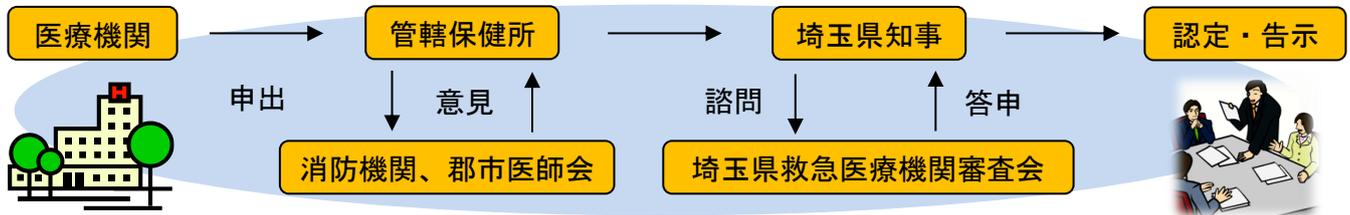
近年、救急搬送件数が増加する一方、救急医療機関数（令和5年4月1日現在196医療機関）は横ばいであり、1救急医療機関あたりの負担が増加している状況です。

こうした状況などを踏まえ、救急医療機関の基準の見直しを行い、365日・24時間体制で対応いただく救急医療機関のほか、1日単位で特定の曜日等の24時間体制（非通年制）で対応いただく救急医療機関の要件を新たに追加したところです（令和3年7月1日～）。



2 救急医療機関になるための手続き

救急医療機関になるための手続きの流れは以下のとおりです。埼玉県救急医療機関審査会（年2回～3回開催）に諮り、その答申を経て、埼玉県知事が認定します。令和5年度の埼玉県救急医療機関審査会は令和5年8月、令和6年2月に開催を予定しております。



詳しくは、管轄の保健所または医療整備課宛てお問い合わせください。

【保健所連絡先一覧】 <http://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/hokenjo/hokenjo-itiran.html>

【医療整備課地域医療対策担当】 ☎048-830-3559

3 救急医療に係る診療報酬制度

救急医療の実施により次の診療報酬等を加算することができます。

◆施設基準の必要な診療報酬

◆初診料(288点)と再診料(73点)に対する加算

診療報酬	点数（1点10円）	算定要件	区分	初診料	再診料
救急医療管理加算1	1050点 （1日につき）	緊急に入院を必要とする重症患者として入院した患者（入院した日から起算して7日を限度として加算）	時間外加算（特例）	85点 （230点）	65点 （180点）
救急医療管理加算2	420点 （1日につき）		休日加算	250点	190点
夜間休日救急搬送医学管理加算	600点 （初診日のみ）	夜間、深夜、土曜診療時間外又は休日において救急車により緊急搬送された患者	深夜加算	480点	420点

詳しくは、診療報酬制度（令和4年度診療報酬改定について）をご参照ください。

【厚生労働省 HP】 [令和4年度診療報酬改定について \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

4 救急医療機関の基準(救急病院等を定める省令・埼玉県救急告示医療機関内規等)

	365日・ 24時間体制	非通年体制（今回追加）
協力体制	救急病院等は原則として、365日・24時間体制で救急患者の受入れができること。（内規第2条第1項第5号）	1日単位で特定の曜日等の24時間体制で救急患者の受入れができる。（内規第2条第1項第5号）
医師	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が常時診療に従事※。（省令第1条第1項第1号）	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師が救急患者受入協力日において常時診療に従事※。（省令第1条第1項第1号、内規第2条第1項第5号）
	※常時診療に従事している 原則、医師が病院又は診療所において常時待機の状態であるが、施設構内又は近接した自宅等において待機の状態にあることも含まれる。（厚生労働省通知）	
設備	エックス線装置、心電計、輸血及び輸液のための設備、除細動器、酸素吸入装置、人工呼吸器を有する。（省令第1条第1項第2号、内規第2条第1項第6号）	
施設	傷病者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、傷病者の搬入に適した構造設備を有する。（省令第1条第1項第3号）	
病床	専用病床を、病院については2床以上、診療所については1床以上有する。（省令第1条第1項第4号、内規第2条第1項第7号）	
受入実績	—	救急患者受入実績において、次の①又は②を満たす。（内規第2条第1項第5号） ①消防機関からの休日・時間外の救急搬送受入件数が直近3ヵ月で8件以上 ②消防機関からの全時間帯の救急搬送受入件数が直近3ヵ月で15件以上
その他	—	救急病院等に認定後において、かかりつけ患者以外の救急患者の受入れができること（内規第2条第1項第5号）
	救急業務に協力する旨の申出をしようとする時点で既に開設されている。（内規第2条第1項第2号）	
	救急処置の後、転送せざるを得ない救急患者を積極的に受け入れる協力医療機関（原則として病院）の確保。（内規第2条第1項第3号）	
	救急医療を行うに相当と認められる救急医療従事者の勤務体制、消防機関、協力医療機関等との連絡体制の確保。（内規第2条第1項第4号）	
	救急病院等に認定後において、救急医療情報システムの情報入力への協力。（内規第2条第1項第8号）	

詳しくは、関係法令をご参照ください。

【関係法令】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/kyukyukokuji.html>

（埼玉県 HP「救急医療機関になるための手続きについて」に移行します）